

自由意志論における「選択の自由」を精査する (1)

—〈起点性と自律性〉および〈源泉問題と余地問題〉—

壁谷 彰慶¹

Examining the *Freedom of Choice* in the Philosophical Debates on Free Will (1) —Spontaneity and Autonomy and Sourcehood and Leewayhood—

KABEYA Akiyoshi

哲学的自由意志論のなかで「選択の自由」の発想は中心的な位置を占めてきたが、それはまた自由意志の概念分析のさいに恣意的に捨象されつつ、代案の提示が試みられてきた。そこで、この発想の自由意志論内での「捻れた」あり方の反省が必要である。本稿ではその準備作業として、「自律性と起点性」の二要素と、「源泉問題と余地問題」の二つの問題圏について確認をする。問題設定の提示 (1 節) とこれらの対比の概観 (2 節) ののち、起点性と自律性の二要素について、自由意志の概念分析の困難の要因を二点 (起点性の検証条件の原理的な不在と、自律性の内包する問題の多面性) 指摘する (3 節、4 節)。これに基づき、「選択の自由」の適切な代案の方針を提案する (5 節)。最後に、源泉問題と余地問題について、二要素との相関を確認したうえで、自由意志論の主題を四象限に分け、「選択の自由」がそのうち主に「L自律性」に関わることを指摘する (6 節)。

キーワード：哲学、自由意志、選択の自由、自律性、決定論

1 問題設定：「選択の自由」の主題としての位置づけとそれを論じる態度との「捻れ」

哲学者による自由意志の議論において、「選択の自由」という発想の位置づけには、「捻れ」がある。「意志の自由」ないし「自由意志」の原初的な特徴付けとして常に主題の中心に位置しながらも、その扱いは個々の論者の恣意性に服してきたからである。というのは、自由意志論は「世界の出来事経過の決定性 vs 意志の自由」の対立を争点として開始するが、字義通りに解釈された「選択の自由」——複数の可能性のうちの一つを選ぶことができるという発想——を自由意志の特徴づけから恣意的に切り離す

ことで、その決定論との対立を回避しつつ、意志の自由の問題を論じる試みもなされてきたからである。すなわち、「自由意志」概念に「選択の自由」を不要視することで、決定論と両立可能なかたちで、自由意志の問題を考える両立論者の試みである²⁾。

とりわけ現代自由意志論においては、両立可能性問題に対する態度表明が個々の主張に対して期待されるのが一般であることも加味すれば、「選択の自由」は自由意志論の問題圏の中核にある。その一方で、それを特徴づけから分離させたうえで自由意志を論じることが恣意的に可能である。この点において、当初の問題設定と、論者の関心とのあいだに、

1 植草学園短期大学非常勤講師

2 こうした「選択の自由」の放棄を標榜する両立論的主張には、H. G. フランクファートの「階層説」(Frankfurt (1971)) や J. M. フィッシャーの(「選択」型をとる「統制的制御 regulative control」に對置される)「誘導的制御 guidance control」の重視(Fischer (1994)) などがある。これは典型的な両立論者の姿勢であるが、「選択の自由」の放棄自体は、両立論への支持と独立である。決定論と拮抗する自由意志の特徴を、「選択の自由」ではなく、「第一原因性」(後述の表現では「起点性」と見なし、それを自由意志の特徴づけから切り離すことで、決定論と対立を回避する(そのうえで自由意志概念を進める)両立論的議論もありうるからである。この種の主張にたとえばKane (1998) の「出来事因果説」がある。なお、現代的自由意志論において、以上のような両立論的主張は、「責任帰属条件に必要な自由意志」の分析であることを断ったうえで展開される傾向にある。

「選択の自由」の扱い方に対する優先度の「捻れ」がある。

ここで気になるのは、決定論への懸念のもとで「選択の自由」を放棄する内在的な理由、および、両立論的代案の指針について、十分な検討がなされていないように見えることである。両立論者にとって、「選択の自由」の放棄は態度表明として前提されており、その放棄の理由はおざなりにされたまま、もっぱら各自の重視する方針に基づいた両立論的代案の提示に注力してきたように思われる³⁾。

「選択の自由」に関して生じる「捻れ」と、こうした両立論的対応の動向から読みとりたいのは、自由意志論が独立した複数の契機に支えられた問題圏である可能性と、さらに、両立可能性問題の反省を通じた自由意志の概念分析の必要性である。前者は、具体的に言えば、自由意志論が少なくとも、決定論的世界観の脅威への配慮と、「意志の自由」の概念分析というまったく独立した契機⁴⁾に支えられている可能性である。この可能性を受け入れるならば、上述の両立論者の態度も整合的に説明できる。決定論的世界観を許容する副次的主張を便宜的に行うことなく、つまり非決定論的自由を放棄するか否かの態度表明を介さずに、自由意志の概念分析に進むことが許されるからである⁵⁾。すると、「捻れ」はもう一つのことも示唆している。すなわち、「選択の自由」を焦点化したかたちでの両立可能性問題自体の反省を通して、自由意志概念を分析する必要性である。というのも、自由意志の概念分析を両立可能性問題と独立に進めるさい、「選択」のかたちをとることは、被分析項にとって非本質的であることになり、逆に、なぜその発想を主軸に自由意志概念が問われ、かつ、一部の論者には放棄されてもきたのかが疑問になるからである。また、この疑

問を通して、「選択の自由」の代案を与えるさいの適切な指針を得ることにもなるからである。

そこで考えたいのは、「選択の自由」の発想が「自由意志」概念に対してもつ関与の査定である。自由意志の問いにとって、その発想は一方では初発において自由意志に関連づけられていたが、他方で決定論の脅威とともに捨象されてもきた。反省すべきは、初発において関連づけられたその発想が何であり、それがどのような意味で決定論と拮抗するのか、である。この反省のもとで、その拮抗を回避するために「選択の自由」を捨象することの内実が明らかになり、その捨象操作を経由した両立論的な自由意志の概念分析の適切な方針が定まるからである。つまり、自由意志の概念になぜ「選択の自由」という特徴づけが付与されたのか、また、それが決定論とどのように対立するのか、の確認を通して、その発想を放棄することの内実が正しく把握され、その発想の代案の適切な方針が確定できるからである。

よって対応すべき課題は、「選択の自由」が自由意志の定式化として主題化されるさいの背景を確認し、この発想の射程と限界を精査することである。本稿では、この課題の前半部として、自由意志論における基礎概念の整理を中心に行うことになる。

2 二つの要素と二つの問題圏

哲学者の自由意志の論争で、「自由」は多様な要件が課されてきたが、主要な要件は、起点性（自発性）と自律性の要件である。それは次のように説明できる。自由意志の問いは、一言でいえば、意志形成を自分で惹起できるか、つまり、自分の関与が意志形成に十分であるか、にある。ここには、意志の側の原因側から特徴づけと、結果する意志の側からの特徴づけの双方を要求している。というのは、

3 他方、両立可能性を否定しながら「非決定論的な」自由意志を認める論者（非両立論的自由意志論者/非決定論者）にとっても、非両立性について反省が求められるはずである。つまり、「選択の自由」がどのような意味で決定論と非両立であり、その発想を受容することが何を意味するのかについて、慎重な考察が求められると考える。こうした点については、「分岐問題」として知られる形而上学的主張として展開している流れがあるが、その種の議論の焦点は形而上学の問題にあり、本稿の主題——自由意志論における「選択の自由」の位置づけの反省——との乖離から、ここでは扱わない。

4 それ以外の契機として、責任概念の分析や、脳科学や心理学などの経験科学的知見とわれわれの日常心理学との関連性の解釈などがあげられる。

5 私は以前、自由意志者と決定論者との対立間に、双方の直観の理論負荷性を指摘するR.ダブルの議論を検討したさい、(ダブルの論旨には反するが、) それゆえ自由意志の概念分析が、決定論者側の要求とは独立に進められることには一定の妥当性があることを論じた（壁谷（2018），pp.69-70）。

「自分で」ということは、ある事柄の出自の単独性を問うものであるとともに、その出自が当の事柄の生起に対する効力を問うものでもあるからである。よって「自由」の中核的意義を、「自らによって、自らの意に適う事柄が生じること」と言うことができる。そこで考察の前提として、「意志の自由」(自由意志)を、「自らによって、自らの意に適った仕方

で意志形成すること」として理解しておきたい。これを自由意志のもっとも基礎的で妥当な理解とすることは許されるだろう。そして、ここに含まれる「自らによって」と「自らの意に適った仕方」の二つの要素——「起点性 spontaneity」と「自律性 autonomy」——を満たす仕方での意志形成の可能性の成否とさらなる概念分析が、自由意志論の中心課題となる。論争史の事実として、両者の課題は、単一の因果連鎖のなかで行為者と意志の因果的関与を主題化する問題圏(「源泉問題 source problem」)と、複数の可能性に対する制御を主題化する問題圏(「余地問題 leeway problem」)との、二つの問題圏で扱われてきた。「選択の自由」が関わるのは後者の余地問題であるが、自由意志の二つの要素との関わりや、もう一つの問題圏である源泉問題との関わりについては、定かではない。

そこで以下、二つの要素と二つの問題圏の相関を確認してみたい。この作業により、それぞれの問題圏が自由意志の各要素をどのような前提のもとで扱い、逆にその前提は自由意志の問題をどのように制限しているのかが明らかになる。これは、「選択の自由」が自由意志をどのような背景のもとで問題化しており、どのような側面を扱えていないのかの把握、すなわち「選択の自由」の射程と限界の把握にも寄与することになる⁶⁾。

3 二つの要素：起点性と自律性

まず、起点性(自らによって)と自律性(自らの意に適った仕方)の二つの要素を確認する。前者は、意志形成を自分で惹起できるという、出自に関する原因側からの要素を、後者は、自分の関与が意志形成に十分であるという、効力に関する結果側からの要素である。両者の対比は、二つの観点から与えることができる。

一つは時間的な先後関係の観点からの区別である。起点性は意志形成に対し時間的に先行する要件を、自律性はその形成過程において時間的に後続する要件を課している。意志形成に対する主体の側の関与を、未来向きと過去向きに捉えることで生じる二要件とも言える。

もう一つは、因果性と志向性の観点からの区別である。起点性は形成されたある意志についての原因の様態に関わっており、その成否の判定は、意志に対して先行する事実の参照を要求する。ゆえに起点性は、意志主体の経験や制御の領域を越えた、当人から独立した事柄を主題化する。対して自律性は、意志という、主体が形成する志向的態度の内容の様態に関わっており、その成否の判定は、意志主体がこれから形成する態度の内容となる事柄の(潜在的な候補を含めた)参照を求めている。それは、当人の経験や制御に服する事柄である。

つまり、起点性と自律性は、それが主題化する事柄が、意志主体にとって先行するのか後続するのか、および、当人の経験や制御を超越するのかそれに服するのかにおいて、相違している。起点性は、先行時点で位置する、意志主体と独立した事柄を主題化し、自律性は、後続時点での、主体の経験や制御の対象となる事実を主題化している⁷⁾。

6 こうした点から自由意志論や「選択」を反省した先行研究を私は知らない。通常これらの区別は、各論者の問題設定を明示化するために自明なものとして援用されており、その出自や妥当性については自由意志を論じる論者の関心外に置かれてきた印象を受ける。だが、その反省は、自由意志論の健全な進展に資する作業に思われる。

7 ここで起点性と自律性の対比で捉えたことは、別の対比のもとで捉えることも可能である。たとえば大西(2014)は、デカルトを中心とした伝統的自由意志論に関する反省的議論の冒頭において、本稿の「起点性」に対応する側面を「非一被決定性」とよび、「外挿的な思考法」による概念化の産物と考え(pp. 12-13ff)、本稿の「自律性」に相当する側面を、「実感の論理」に沿った内面の事実として考えている(pp. 6ff)。なお、大西の著書の中心部はそれに続く精緻な考察にある。哲学史のなかで議論が交わされてきた諸論点の複雑な絡み合いを解きほぐしつつ自由意志の問題の輪郭を描出する論考であり、多くを学ばせてもらった。

4 自由意志の概念分析の困難の要因

この対比から、自由意志の概念分析を困難にする要因を二点指摘できる。

(要因1) 起点性の検証条件の原理的な不在

まず、起点性には、原理的にその成否の検証条件が存在しないことである。起点性の保証、すなわち意志主体の関与の第一原因性は、ある意志状態の成立について、意志主体の関与に先行する原因が不在であることの証拠を求めている。だが、そうした先行原因は、意志状態の成立後から問われることになり、その限りにおいて、その時点で利用可能な検証条件は原理的に存在しない。さらに、たとえ意志形成の成立前の事実を正確にとらえる神の視点に立つことができたとしても、そこで特定される原因を第一原因として保証することは不可能である。必要なのはそこで因果連鎖の系列を遡行を打ち止めになる証拠であるが、その打ち止めの論拠は、依然として不明だからである⁸⁾。よって、起点性には、成否の検証条件が原理的には不在であり、このことが自由意志の問題を部分的に困難にしている⁹⁾。

(要因2) 自律性の内包する問題の多面性

困難のもう一つの要因は、自律性が内包する問題の多面性である。自律性は、意志の内容となる項の(潜在的な候補を含めた)あり方に関わる。ゆえにそれは、一方では世界のなかで行為者が生起させる出来事(行為)やそれを含めた世界状態(事態)である。しかし同時にそれは、意志内容である点において、行為者の心的領域に属するものでもある。よって意志内容となる項は、客観的世界にも主観的領域にも位置づけることが可能である¹⁰⁾。また、自律性は意志形成の成立過程を通して顕現するため、その成否の問題は、意志形成の成立の前後の双方に関わることになる。よって意志内容となる項に対する意志主体の関与は、意志形成の完了後の時点だけ

でなく、完了前の時点においても考慮されることになる。この点で、意志内容は、意志形成に先立つ時点で、〈意志内容になりうる項〉として措定されつつ、意志形成の完了後に、〈現に意志内容である項〉として位置づけることもできる。よって、自律性は、そこで主題化される意志内容に関して、主客の相違と先後の相違をとともに曖昧化することになる。

上記二つの要因が、すなわち起点性の検証条件の原理的な不在性と、自律性の内包する問題の多面性が、自由意志の問題を困難にしている。

ところで、「選択の自由」の発想は、時間的な先後での意志内容の二面性の曖昧化に寄与している¹¹⁾。その発想は、選択肢が開かれた状態と、そのうちの一つが採用される状態との、二段階の「コマ」に訴えた図式によって意志形成を説明するが、この図式には説明上の循環があるからである。それは次のように説明できる。ここでは選択肢を「選ぶ」ことが、後続時点の世界状態を確定するとされるため、各々のコマはある時点の世界状態の描写であるが、そのコマのなかに操作対象として登場する選択肢は、コマの外に位置する後続時点の世界状態を、選択に至るまでの時間経過や選択の様態などの副詞的要素も含めて確定的に捕捉していることが前提されている(図1)。これは、先行時点における選択肢として、選択の遂行後の世界状態が、選択の遂行に先立って確定されていることを意味している。よって「選択の自由」という発想は、意志形成の説明でありながら、説明項となる意志内容の確定性を求める点で、説明上の循環がある。逆に言えば「選択の自由」の発想は、上述の副詞的要素を無視することで可能になっているのであり、それはまた、時間的な先後での意志内容の二面性の曖昧化に貢献している。つまり、「これから選ばれることになる意志内容(選択肢)」と、「すでに選ばれた意志内容(選択肢)」との曖昧化に貢献している。

8 カントが『純粹理性批判』(A444-451/B472-479)で第三アンチノミーにて示した論点である(カント(2012), pp.483-490)。

9 この困難を受け入れたうえで、起点性=第一原因性についての何らかの検証条件を確定する作業の意義を否定はしない。ここでの要点は、それが暫定的・人工的な解決にとどまることの不可避性である。

10 青山(2016)は、人称の区別に訴え、自由意志は多様な事実由来する「アマルガム」と論じ、自由意志論の整理を試みている。本稿で指摘している主客の区別(の混同)は、その議論とは別の配慮から提示されているが、拙論との距離についてはいずれ精査してみたい。(なお、本稿でspontaneityに充てた「起点性」の訳語は、本書に倣ったものである。)

11 「選択の自由」はまた、意志内容(選択肢)について、主観的領域と客観的領域の曖昧化にも貢献している。

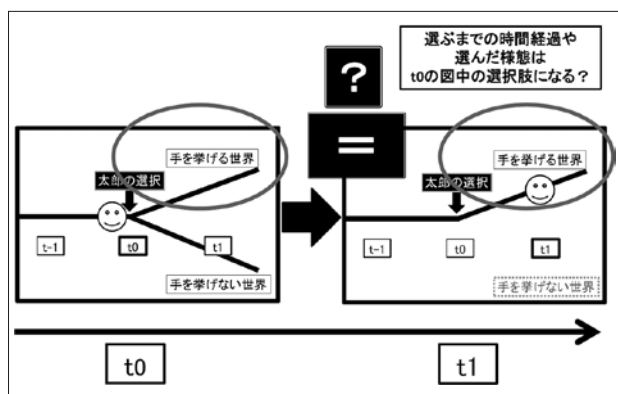


図 1

5 時間軸上に意志形成を配置することは必要か

よって、この二つの意志内容（選択肢）の時間的先後での曖昧化をいかに回避するか¹²⁾が、「選択の自由」を放棄し、適切な「自由意志」の代替理論を考えるさいの鍵となる。「選択の自由」の諸論点については、次稿であらためて考えることになるが、その代替理論の基本方針に資する指摘として、この段階で、「自律性の内包する多面性」という困難の要因に関する私見を述べておきたい。これは、「起点性の検証条件の原理的な不在性」というもう一つの要因にも関わる指摘である。

自由意志が哲学の問いになるのは、それが日常的経験としては自明性をもつ一方、哲学的反省のもとでは整合的な説明を欠くことになるからである。「自然の斉一性」という世界の基礎的事実を考慮すると、自由意志が要素とする起点性も自律性もその事実と不整合を来している。額面通りには、世界のなかで生じる出来事の因果的系列に対し、起点性はその外部から介入すること（の力能）を、自律性はその系列の様態に任意に介入すること（の力能）を意味するからである。決定論的世界像の示す脅威は、世界の基礎的事実とのこうした不整合性に依拠して、自由意志の存立に疑義を呈している。

しかし私見ではこの不整合は、意志形成を構成する二つの構成部分——意志主体と意志——を、時間軸上の二時点に配置することに起因している。それら二つを時間軸上に配置する操作により、被説明項

である自由意志は、出来事の因果系列と同じ時間軸上に措定されることになり、「起点性」は「出来事の因果系列への外部からの介入」としての、「自律性」は「その系列の様態に対する任意の介入」としての意味を与えられるからである。

さらにここから、「起点性の検証条件の原理的な不在性」と、「自律性の内包する多面性」という、先に見た自由意志の概念分析の困難の要因も生じている。起点性は、既成の意志が定位する時点よりも先行する時点での意志主体の介入を意味することになり、それはその意志からしてすでに存在しない事実の挙証を要求するからである。また、自律性は、主体がとることになる意志内容に関わるが、このとき、意志主体が定位する時点から後続する時点での出来事系列の様態への任意の介入を意味することになり、ここで、挙証が求められる事実の定位先について、主観的領域と客観的領域の相違、および、意志形成の完了前と完了後の時点的相違について、多義性を巻き込むからである。

しかし、出来事の因果系列と独立に、つまり時間軸と独立に、起点性と自律性という自由意志の二要素を考える余地は残されているようにも思われる。確認しておけば、起点性は、生起した意志にとって先行時点の事実に関する要素であり、自律性は、意志主体にとって後続時点の事実に関する要素であった。よって起点性は、先行時点の事実を問う点で、意志を措定したうえでそこから問い立てされる（図2の【ア】）。他方自律性は、後続時点の事実を問う点で、意志主体を措定したうえでそこから本人や当人を含めた世界の以降のあり方として問い立てされる（同【イ】）。両者は時間的方向を異にする別時点にある事実を参照先としている。

これら二要素は、上述したように、さらに「意志主体」と「意志」という意志形成の二つの構成部分を時間軸上に配置する追加操作を経ることで、次のように変換される。それぞれを問い立てする時点をと₀としておけば、その問い立ての開始点に置かれる項は、起点性を問うさいには形成された意志、自律性を問うさいには意志形成をこれからする主体とな

12 前注をふまえると、「選択の自由」においても、意志内容（選択肢）に関する「時間的先後の曖昧化」に加えて、「主客の曖昧化」についても、その回避が課題になる。

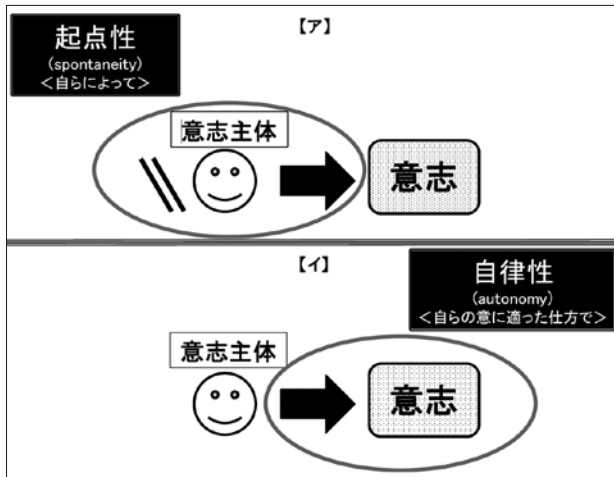


図2

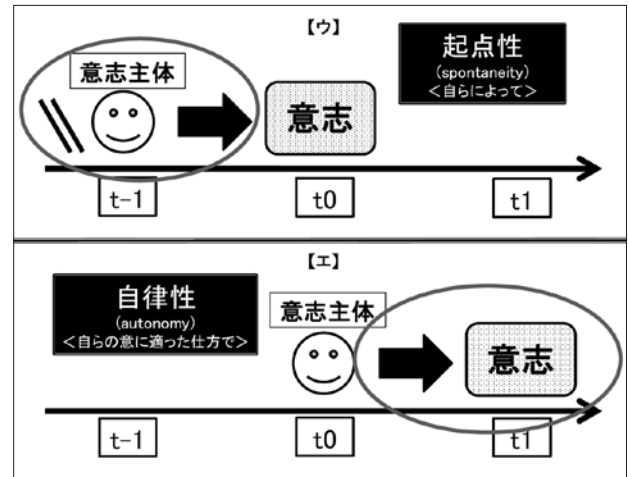


図3

る。そして、各要素が参照先としていた事実の時間的方向の違いは、客観的な時間軸上の位置関係に反映されることになる。起点性は問い立て時点より以前の時点 t_{-1} の事実に関わり（図3の【ウ】）、自律性は問い立て時点より以降の時点 t_1 の事実に関わる（同【エ】）。このようにして起点性と自律性は、四段落前に述べた仕方、「出来事の因果系列への外部からの介入」と「その系列の様態に対する任意の介入」との意味を付与され、自然の斉一性という世界の基礎的事実との不整合性とそれに依拠する決定論的世界像の示す脅威、および、自由意志概念自体の困難の二つの要因が浮上することになる。

だが、意志主体と意志という意志形成の二つの構成部分は、主体と独立した、客観的に確定された時間軸上の二時点に配置される必要はないかもしれない。それらを別個の項と理解するのではなく、意志形成という単一の過程が初発にあり、そこから後発的に分化して特定される二つの項と考えることも可能だからである。少なくとも、「意志形成はそれを遂行する当人にとって単一の過程であり、その人自身にとっては、意志主体としてのあり方と、そこで形成される意志および意志内容としてのあり方との、双方の観点に定位可能である」、と言うことは、われわれの主観的な経験的事実を鑑みると、許容可能であると思われる。経験的事実のこの側面に依拠して捉え直したとき、起点性と自律性は、単一の過

程のなかの一方の部分が、他方の部分に対する関与として理解される。つまり起点性は、意志の側の観点からそれに対する主体の関与を、自律性は、意志主体の観点からそこからの意志（の内容）への関与として理解されることになる（図4）。

以上の考察に基づいて、「選択の自由」の代替となる自由意志理解の一つの方針を得ることができる。ここでは確認に留めるが、それは、意志主体と意志を、一つの過程のなかから分化した二つの項として捉え直し、両者の相関として起点性と自律性を再理解することである¹³⁾。もちろんこの見方は、意志形成が世界のなかの時間経過とどのように関係す

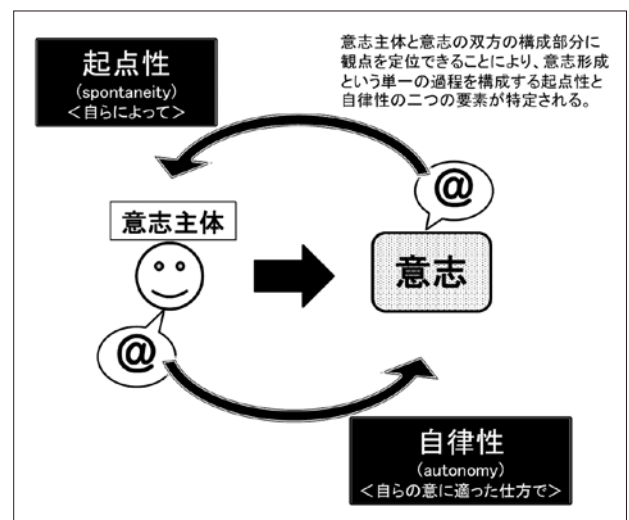


図4

13 この先の具体的な分析作業は別の場で行うことになるが、现阶段の展望として、図（オ）の二つの「@」を同一の項と理解し、そこに意志主体と意志を関与づけていく能動性の説明が中心的課題になると考えている。

るのかは不問にしている。しかし、それゆえにまた、決定論が提示する脅威に対しても不問にしている。冒頭で指摘した「捻れ」を踏まえるならば、自由意志の概念分析は、決定論的との関連性をひとまず保留にして——つまり両立論への支持自体も保留にして——進められるべきだと考える。これは、「選択の自由」の再理解とその代案を適切な仕方であらうと考えていくことにもつながるはずである。

*

3節から本節にかけて、自由意志の二つの要素である起点性と自律性に関して、自由意志論の困難の要因となる論点やその対応について考察を行った。では、自由意志論に関わる二つの問題圏についての確認に移るとしよう。

6 二つの問題圏：源泉問題と余地問題

哲学的自由意志論において、自由意志はそれを主題化するさいの定式化に応じて、「源泉問題」と「余地問題」との別個の問題圏を形成してきた。

「源泉問題」は、自由意志（意志形成の自由）に、起点性（第一原因性）を前面化した、「意志形成に至る因果系列を自ら開始すること」としての定式化を与えたうえでその成否を問う問題圏である。何かに関する「自由」が誰かにあると言えるためには、当の事柄が当人のみによって開始されたことが要求されている。何が生じるのに当人以外のほかの要因も必要であるならば、その要因が生起するまで当人はその事柄をなすことはできず、それは「不自由」な状態であるからだ。よって源泉問題は、意志形成が当人によって生じたか（意志が当人を原因として生じたか）について、成否とその根拠を主題化する。

対して「余地問題」は、自律性の要素——「意志形成を自らの意に適う仕方で行うこと」——を前面化させた定式化を与えたうえでその成否を問う問題圏である。ここで主題化されるのは、意志内容の制御に関する行為者の関与であるが、その制御は、「選択」図式のもとで理解される¹⁴⁾。説明項として諸可能性（「選択肢」）が導入され、それが意志の

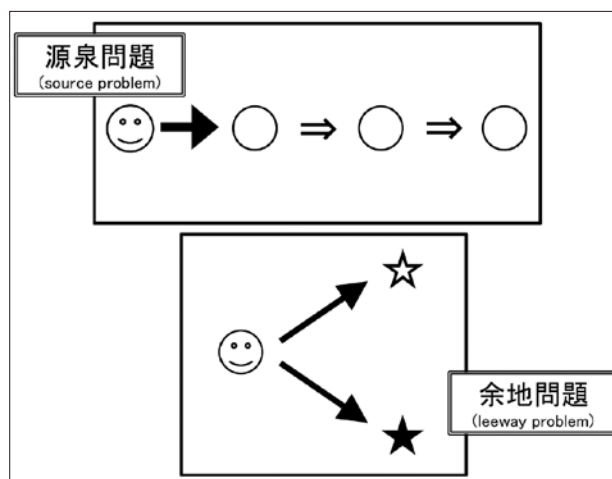


図5

内容として「選択」される過程として、自由意志（意志形成の自由）は扱われる。すなわち、複数の可能性のうちから一つの可能性を「選択」する自由として、自由意志は理解される（図5）。

二つの問題圏の相違は、二点において指摘できる。一つは、説明項として言及される因果系列の数の違いである。もう一つは、因果性と志向性の相違、すなわち意志の「原因」と「内容」のいずれを主題化するかの相違である。なお、後者の相違は起点性と自律性の対比にも指摘されるが（⇒3節）、そのこととの関連は後述する。

源泉問題は、自由意志を因果的介入のもとで定式化し、「単一の因果系列（出来事の系列）」のもとで、意志と行為者の因果的な関与を主題化する自由意志の問題圏である。ここでは何を意志するのかに関する意志の「内容」は問われない。どのような意志を形成するかを制御することは、意志が結果として実現する因果連鎖がどのようなものであるかについての制御であり、因果系列の外側における関与が問われるからである。

他方で余地問題は、「選択」の図式のもとで、意志の「内容」の制御に関する行為者の関与を主題化する自由意志の問題圏であった。そこでは行為者が何を意志するかという意志内容の潜在的候補として複数の可能性が想定されるため、単一の因果系列のもとの因果的関与は主題化されない¹⁵⁾。ここで重要

14 ここで、なぜ「内容」の制御を「選択」のかたちで扱う必要があるのかについて、疑問が生じる。私見では、結局のところそれは決定論との対立点を明示するためである。この点については次稿にて論じる予定である。

15 とはいえ後述するように、余地問題においても「選択」自体に対する因果的関与も問うことは可能である。

になるのが、「他の可能性 (alternative possibilities)」の存在である。余地問題においては、複数の可能性のうちから一つの可能性を「選択」することが自由意志の要件とされるため、その保証には、現実の因果系列だけでは不十分だからである。すなわち、あるかたちの意志形成が自由であると言えるには、意志の内容となりえた他の可能的な因果系列が、選択肢として存在していた保証が必要になる。(この要件の妥当性が、伝統的自由意志論では大きな争点とされ、両立論と非両立論の対立を生んでいることは、冒頭で述べたとおりである。)

これら二つの問題圏が哲学的自由意志論で並行して主題化されてきた背景事情については相応の探究が必要ではあるが¹⁶⁾、おそらくその理由は単純である。つまり、意志形成が因果性(何が意志を生じさせるか)と志向性(何を意志するか)の双方に関与する過程だからである。因果性も志向性もともに伝統的に哲学の諸領域で主題化されてきた論点ではあるが、自由意志論の内在的特徴として、主題である自由意志が、起点性と自律性という、それぞれ因果性と志向性に関わる要素をもつからである。よって、因果性に関わる起点性の要素を主題化した源泉問題と、志向性に関わる要素である自律性を主題化した余地問題とが、並行的に主題化されてきたと考えられる。

とはいえ、源泉問題の説明図式において、志向性に関わる自律性が扱われることも、余地問題の説明図式において、因果性に関わる起点性が扱われることも可能である。単一の因果連鎖のもとで、自らの意に適う仕方で意志形成が実現すること(後述の「S自律性」)を問うことも、複数の可能性のうちからの選択において、その選択が本人のみによって惹起されたか(後述の「L起点性」)を問うことも、真性の哲学的問題として成立するからである。

そこで、自由意志の二つの要素と二つの問題圏のあいだに厳密な対応関係を見ることは避け、両者の独立性を保ち、自由意志論の主題を位置づける別個の次元として理解しておきたい。そして、要素と問題圏の二次元からなる四象限に自由意志論の主題を

区分したうえで、各主題の相関の確認を試みたい。2節末尾で述べたように、この作業は、「選択の自由」の位置づけを再確認することにもなり、その射程と限界の把握に寄与するからである。

便宜上、源泉問題 (source problem) における起点性と自律性を「源泉起点性」と「源泉自律性」と、余地問題 (leeway problem) におけるそれらを「余地起点性」と「余地自律性」と呼んでおき、便宜上それぞれを「S起点性」と「S自律性」および「L自律性」と「L起点性」と表記する。それぞれは次のように整理される。

S起点性：自分だけで意志形成がなされること

S自律性：自分の意に適った仕方で意志形成を帰結できること

L起点性：自分だけで意志内容が選択されること

L自律性：自分の意に適った仕方で意志内容を選択できること

以上の主題の特徴づけは暫定的なものに留まり、各主題の内実は、ほかの主題との相関を踏まえたうえで確認される必要がある。

次稿では、その確認作業を行ったあと、「選択の自由」が密接に関わるL自律性の自由意志論における位置づけを、決定論的世界観の問題と合わせて考えていくことになる。

文献

- 青山拓央 (2016), 『時間と自由意志』, 筑摩書房。
Fischer, J. M. (1995), *The Metaphysics of Free Will*, Blackwell.
Frankfurt, H. G. (1971), "Freedom of the Will and the Concept of a Person," *Journal of Philosophy*, 68-1, pp. 5-20.
Kane, R. (1998), *The Significance of Free Will*, Oxford University Press.
壁谷彰慶 (2018), 「自由の経験と理論負荷性——R. Double 「決定論と自由の経験」読解と検討」, 千葉大学人文公共学府研究プロジェクト報告書331集, pp. 59-70.
カント, イマヌエル (2012), 『純粹理性批判』, 熊野純彦訳, 作品社。
大西克智 (2014), 『意志と自由——一つの系譜学』, 知泉書房。
Pereboom, D. (2003), "Source Incompatibilism and Alternative Possibilities," in Widerker, D. & McKenna, M. (eds.), *Moral*

16 しかし、この二つの問題圏の相関に関する先行研究を、少なくとも私は目にすることがない。この状況は、注6で述べた、「選択の自由」自体の反省が哲学者の関心を惹いてこなかったことと相即的であると考えられる。

Responsibility and Alternative Possibilities, Routledge, 2003,
pp. 185-199.

Timpe, K. (2013), *Free Will-Sourcehood and its Alternatives*, 2nd
edition, Bloomsbury.